

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令の一部を改正する政令案 参照条文

○ 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成十六年法律第百号）（抄）

（事務所）

第五条 機構は、主たる事務所を神奈川県に置く。

附 則 抄

（事務所に関する経過措置）

第二条 機構は、政令で定める日までの間、第五条の規定にかかわらず、主たる事務所を東京都に置く。

○ 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（平成十七年政令第二百二号）（抄）

附 則 抄

（主たる事務所を東京都に置く期限）

2 法附則第二条の政令で定める日は、平成二十七年九月三十日とする。